

(新型コロナウイルス・季節性インフルエンザ以外)

感染症による出席停止期間報告書

令和 年 月 日

医療機関所在地

医療機関名

医師氏名

記

大阪府立桜塚高等学校 定時制の課程

____年 ____組 ____番 生徒氏名 _____

病 名 _____

当生徒は、上記の感染症により ____年 ____月 ____日 ～ ____年 ____月 ____日まで
自宅療養が必要と認めます。

(学校感染症に該当する病名と出席停止の期間は裏面に記載しています)

学校感染症の種類と出席停止の期間

分類	対象疾病	出席停止の期間と基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで *1 病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る *2 病原体がインフルエンザウィルス A 属インフルエンザ A ウィルスであって、その血清型が H5N1 であるものに限る「新型インフルエンザ等感染症」
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(*1)	
	鳥インフルエンザ(*2)	
第二種	新型コロナウイルス感染症 ※別紙報告書を提出	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	インフルエンザ ※別紙報告書を提出	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により 学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	